

昭和五十二年十二月六日受領
答 弁 第 一 一 三 三 号

(質問の 一三三)

内閣衆質八二第二三三号

昭和五十二年十二月六日

内閣総理大臣 福田 赳 夫

衆議院議長 保利 茂 殿

衆議院議員荒木宏君提出大阪南部における交通事情の整備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員荒木宏君提出大阪南部における交通事情の整備に関する質問に対する答

弁書

一について

大阪市営地下鉄三号線の住之江公園から堺までの延伸区間については、既に特許路線となっているが、現在までのところ、大阪市当局からその工事計画は提出されておらず、また、三号線以外の路線についても現在までのところ堺市内への具体的な乗り入れ計画は、同市当局から聞いていない。

二について

大阪外環状線は、昭和四十六年十二月都市交通審議会の答申第十三号の中で新設すべき路線の一つとして答申がなされており、その路線としては新大阪―放出―加美―杉本町とされてい

るが、杉本町において阪和線と接続することについては、幾つかの問題点があり、更に南の方で接続するルートを選定を含め引き続き国鉄において検討していくこととしている。

三について

御質問に係る第二阪和国道建設に係る遺跡としては、池上曾根遺跡（和泉市、泉大津市）及び四ッ池遺跡（堺市）がある。

池上曾根遺跡は、弥生時代の環濠集落跡^{ごう}として重要な遺跡であるため、同国道建設予定地を含め、昭和五十一年四月二十六日文化財保護法の規定により史跡に指定されている。指定地域内における同国道の建設については、遺跡の保存との調整を図るべく建設省、文化庁、大阪府等の間で協議を続けており、地下遺構に対して悪影響を及ぼさない道路構造及び建設工法により、既定路線の建設の促進を図る所存である。

また、四ッ池遺跡は、極めて著名な弥生時代の環濠集落跡^{ごう}であり、史跡指定を行う方向で準

備しているところであるが、同遺跡外縁部分を通過する第二阪和国道については、既に遺構を避ける形で当該通過部分に高架橋が完成している。

なお、同国道の未供用区間のうち、泉大津市道泉大津中央線から忠岡町道忠岡中央線まで、大阪府道春木大町線から同府道塔原岸城線まで及び大阪府道新家田尻線から泉南市道市場鳴滝線までの区間は昭和五十五年度にそれぞれ供用開始する予定である。

右答弁する。